

ショートステイ あんきの家細畑

「指定短期入所生活介護」及び「介護予防短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は、要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方々に対して、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

- | | |
|----------------|--|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人みどり福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 岐阜市北山1丁目15番25号 |
| (3) 電話番号 | 058-244-1200 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 大須賀 志津香 |
| (5) 設立年月日 | 2002年3月12日 |
| (6) 事業の概要 | 高齢者福祉事業 |
| 高齢者福祉事業 | 1. 特別養護老人ホーム あんきの家 細畑
2. ショートステイ あんきの家 細畑
3. ケアハウス ささゆり
4. ヘルパーステーション ささゆり
5. グループホーム 北山 |

2. ご利用の事業所

- | | |
|-------------|--|
| (1) 事業所名 | ショートステイ あんきの家 細畑 |
| (2) 事業所の所在地 | 岐阜市細畑3丁目16番8号 |
| (3) 電話番号 | 090-1742-3577 |
| (4) FAX番号 | 058-259-3578 |
| (5) 事業所の種類 | 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護施設
2012年3月1日指定 岐阜市2170110437号 |
| (6) 事業所の目的 | 「要介護・要支援」と認定された方が短期間宿泊し、一人ひとりの心身の状況を踏まえ、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら生活全般にわたる援助を行います。

利用者が社会的関係を築き自立的な生活を営むことを支援することにより利用者の心身の機能維持、改善を図り、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることによって、より長く在宅での生活が継続できるよう援助することを目的とします。 |
| (7) 管理者 | 後藤 友美 |
| (8) 開設年月日 | 2012年3月1日 |

(9) 利用定員 9人

(10) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は全室個室で洗面台を備え、冷暖房完備です。日常生活は、ユニットケアを基本にしています。ユニットに、食堂・リビング・浴室があり、トイレは2か所を設置しております。

居室・設備の種類	室数	備考
居室（一人部屋）	9室	1ユニット、各室洗面台つき
共同生活室	1室	ユニットに1室（食堂・リビングほか）
便所	2か所	ユニットに2か所
浴室	3室	一般浴槽2、機械浴槽1（座浴）
汚物処理室	1室	ユニットに1室
医務室	1室	本館1階に設置
厨房	1室	本館1階に設置
洗濯室	1室	ユニットに1室

※上記は、厚生労働省が定める基準により、短期入所生活介護事業所に設置が義務付けられている施設・設備です。

※個室の変更：利用者からの個室の変更希望の申し出があった場合は、個室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により利用途中で個室を変更する場合があります。

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

2021年 4月現在

職種	職員数
1. 管理者	1名
2. 医師	1名（嘱託）
3. 生活相談員	1名
4. 介護職員	4名以上
5. 看護職員	1名
6. 機能訓練指導員	1名
7. 管理栄養士	1名（兼務）
8. 事務員	1名

〈 主な職種の勤務体制 〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医師（嘱託）	毎週 1 回 13：30～15：30（金曜日）
2. 介護職員	標準的な勤務時間 早番 7：00～16：00 日勤 10：00～19：00 遅番 13：00～22：00 夜勤 22：00～ 7：00
3. 看護職員	日勤 8：30～17：30
4. 生活相談員他	日勤 8：30～17：30

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対してケアマネージャーのケアプランにより、介護計画をたてサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| (1) 介護保険負担割合証に記載された割合（1割～3割）をご負担いただく場合 |
| (2) 利用料金の全額を利用者にご負担いただく場合 |

があります。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス

〈サービスの概要〉

①食事

- ・当事業所では、管理栄養士が医師等と連携して利用者の身体の状況、生活習慣及び嗜好を考慮した献立を作成し、食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。（食事時間）

朝食 8時00分から 昼食 12時00分から 夕食 18時00分から

②入浴

- ・入浴または清拭は一週間に最低2回行います。ただし、利用者の体調等により、回数減となる場合があります。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④健康管理

- ・かかりつけ医の指示のもと、介護職員、看護職員が健康管理を行い、服薬管理は基本的には事業所が行います。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・教養、趣味、娯楽などの活動をしていただく機会を作るよう配慮します。
- ・自分で歯磨きできない方には、毎食後口腔ケアができるよう援助します。
- ・自立支援の一環として、外出することもあります。

〈1日あたりのサービス利用単位〉

下記の単位表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金をお支払いください。

(サービスの利用料金は利用者の要介護度、世帯の状況に応じて異なります)

1. 要介護度別 利用単位数	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	529	656	704	772	847	918	987
2. 夜勤職員配置 加算(Ⅳ)	-	-	20	20	20	20	20
3 看護体制加算(Ⅰ)	-	-	4	4	4	4	4
4. 看護体制加算 (Ⅱ)			8	8	8	8	8
3. 送迎加算(片道)	184	184	184	184	184	184	184
4. サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	22	22	22	22	22	22	22
5. 介護職員処遇改 善加算(Ⅰ)	総単位の 14%						

※岐阜市の地域区分は6級地のため1単位=10.33円となります。

*2024年6月改定

※利用料金は介護保険法改定等に伴い変更となる場合がございます。予めご了承ください。

食費(1食あたり)

朝食400円、昼食630円(おやつ含む)、夕食550円です。

※外出等で食事が不要な場合は、外出届を前日の午前中までに提出してください。それ以降のお申し出については食費を負担していただきます。入院等緊急時において費用負担は発生致しません。

※市町村発行の介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は1日当りの食費負担は下記の通りとなります。

収入段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	300円/日	600円/日	1,000円/日	1,300円/日	1,580円/日

*2024年8月改定

滞在費（1日当たり）

通常は1日2,070円です。

※市町村発行の介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は下記の滞在費となります。

収入段階	第1段階	第2段階	第3段階①②	第4段階
滞 在 費	880円/日	880円/日	1,370円/日	2,070円/日

*2024年8月改定

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援または要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担になります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 特別な食事

利用者の希望で事業所が提供する以外の食事を取ったときの食事代実費は、直接お支払いいただきます。また、本人の希望で通常の食事以外の物を提供したときも実費をいただきます。

② 理容・美容サービス

理容師・美容師の月2回の出張による理美容サービス（調髪、顔剃り、パーマ、毛染め）を指定当日に限りご利用いただけます。施設利用料と一緒に請求します。

③ 複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 料金：一枚につき 10円

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で、利用者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

◎ おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

⑤ 家電製品の持込み

個人専用の家電製品の電気代は、相当額をご負担していただく場合があります。

⑥ 喫茶店、自動販売機の利用

利用者の希望により、購入したものの実費は直接お支払いいただきます。

⑦ レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。（材料代等の実費をいただくこともあります。）

⑧通常の送迎の実施地域は、岐阜市、各務原市、岐南町、笠松町とします。通常の実施地域を超えて行なう送迎の費用は、実施地域を超えた地点から自宅まで片道 1 キロメートルにつき 20 円を徴収します。

☆①～⑧について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了翌月に金融機関からの自動引き落としを基本とします。現金払いをご希望の方はご相談ください。

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定期間の前に、利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日前日までに事業所に申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

○食事の変更は、前日の午前中までとなります。午前までに申し出がなかった場合、キャンセル料がかかります。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 10% (自己負担相当額)

○サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を利用者に提示して協議します。

○利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合はご家族に連絡します。お迎えに来ていただき、かかりつけの医療機関に受診してください。急を要すると判断される状態の時は、救急車の要請を行い受診していただくこともあります。

6. 身体拘束について

身体拘束は、これを行いません。ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合のみ(下記の三要件をすべて満たしている場合)身体拘束その他利用者の行動を制限することがあります。下記の三要件を満たす「緊急やむを得

ない場合」には、契約者及び家族に「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」で同意を得て、その条件と期間内にて身体拘束を行います。

- (1) 利用者または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
- (2) 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない場合。
- (3) 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

7. 守秘義務

サービスを提供する上で知りえた利用者や家族に関する情報は、正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、医療上緊急性があるときやサービスを提供する上で関係機関と連携をとる必要がある場合、スタッフ養成の介護実習や社会福祉の向上のための研究等の統計に必要な場合には情報を提供する場合があります。その際、事前に利用者やその家族の了解をいただきます。

8. AI ビューライフシステムの説明と同意の方法について

お部屋の中に危険予兆動作（起き上がり・境界位・離床）や危険な状態（転倒、うずくまり、横たわり、ずり落ち、ベッド転落）を検知し介護職員に通知するセンサーを取り付けさせていただいています。

ご入居者様のお部屋内での見守りシステムの設置及び使用、記録した情報の活用についてご了承をお願い致します。

システムの詳しい内容は別紙説明用紙をご参照ください。

9. 事故発生時の対応について

介護サービスの提供により、利用者に事故が発生した場合、速やかにご家族及び保険者に連絡するし対応について相談させていただきます。状況に応じ、かかりつけ医等に指示を仰ぎ必要な処置を講じます。

事故発生が事業所の責任に起因し、生命・身体・財産に損害が生じた場合、事業者が契約する損害保険会社と連絡を取り損害を賠償します。ただし、利用者側に起因するまたは過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して減額が相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

10. 利用者の禁止行為

利用者は事業所を利用するにあたって、以下の行為をすることは禁止されています。

- ① 事業所内で喫煙すること
- ② 従業者や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような行為（宗教活動、政治活動、営利活動など）を行うこと。
- ③ 事業所内の設備や器物を損壊された場合、購入や修理にかかる費用の負担を求めます。

1 1. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 <職名> 介護主任 清水 秀則
- 苦情解決責任者 <職名> 管理者 後藤 友美
- 受付時間

毎週 月曜日～金曜日 9:00～17:00

また、苦情受付ボックスを本館1階の自動販売機の横に設置しています。

(2) 第三者委員

<職名> 評議員 小島 敬子 電話番号 058-245-5120

<職名> 評議員 水崎 邦緒 電話番号 080-1729-2980

(3) 行政機関その他苦情受付機関

岐阜市役所 介護保険課	所在地 岐阜市司町 40 番地 1 電話番号 058-214-2093 FAX 058-267-6015 受付時間 8 : 4 5 ~ 1 7 : 3 0 年末年始、祝日を除く月曜日～金曜日
岐阜県 国民健康保険団体連合会 介護障害課 苦情相談係	所在地 岐阜市下奈良 2-2-1 電話番号 058-275-9826 FAX 058-275-7635 受付時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 年末年始、土、日、祝日を除く月曜日～金曜日
岐阜県運営適正委員会	所在地 岐阜市下奈良 2-2-1 電話番号 058-278-5136 FAX058-278-5137 受付時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 年末年始、祝日を除く月曜日～金曜日

- ・2012年3月1日施行
- ・2022年10月1日改訂
- ・2023年12月1日改訂
- ・2024年2月12日改定
- ・2024年4月1日改訂
- ・2024年5月1日改訂
- ・2024年6月1日改訂
- ・2024年7月1日改訂
- ・2024年8月1日改訂

20 年 月 日

短期入所生活介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 みどり福祉会 ショートステイあんきの家細畑

説明者職名.....氏名.....印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、より良い介護サービス実施のため、サービス担当者会議等で契約者並びに家族の情報をを用いるほか、医療機関・居宅介護支援事業者への情報の提供を含め、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所.....

氏名.....印

身元保証人住所.....

氏名.....印

(利用者との続柄.....)